

様式第 5 号

大津町競争入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

- (1) 住 所 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号
- (2) 商 号 新明和工業株式会社
- (3) 代表者名 代表取締役 五十川 龍之

2 指名停止措置の期間

令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで（3 か月）

3 事実の概要

新明和工業株式会社は、機械式駐車装置の設置工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 24 日に公正取引委員会から、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項に基づく課徴金納付命令を受けた。（課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱に定める別表第 2 第 5 号該当により、新明和工業株式会社を 3 か月の指名停止とする。

《指名停止等の措置要領第 2 条第 1 項に定める別表第 2 第 5 号》

| 措置要件                                                                                                                                                 | 期間                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。<br>(1) 県内における業務に関する違反行為<br><b>(2) (1)以外の業務に関する違反行為</b> | 当該認定をした日から<br>12 か月以上 24 か月以内<br><b>6 か月以上 12 か月以内</b> |

大津町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱第 4 条第 3 項により 2 分の 1 の期間とする。

〈問合せ先〉  
大津町役場総務部財政課契約管理係  
電話 0 9 6 - 2 9 3 - 3 5 5 5（直通）